札幌市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年７月 11 日

札幌市長　秋元克広

札幌市条例第 14 号

札幌市税条例等の一部を改正する条例

（札幌市税条例の一部改正）

第１条　札幌市税条例（昭和２５年条例第４４号）の一部を次のように改正する。

(1) 第２８条の３第１３号ア中「配偶者（」の次に「控除対象配偶者に該当しない者であつて、」を加え、「者（控除対象配偶者」を「もの（前号又はこの号に規定する納税義務者としてこれらの規定の適用を受けている者」に改める。

(2) 第２８条の９第２項中「還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の道民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する」を「還付しなければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法第３１４条の９第２項に規定する市町村徴収金（以下この項において「市町村徴収金」という。）があるときは、法第１７条の２の２の規定にかかわらず、当該納税義務者は、市長に対し、当該還付をすべき金額（市町村徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。）により市町村徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(3) 第３０条の２の２第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第２項」を「第３項」に、「第３１７条の３の２第４項」を「第３１７条の３の２第５項」に、「同条第４項」を「同条第５項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前２項」を「第

１項及び前項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「同条第２項」を「同条第３項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した同項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項又は同条第３項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した次項又は同条第３項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、同条第２項の総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

(4) 第３０条の４第７項を次のように改める。

７　第１項、第３項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下この項及び次項において「報告書」という。）を提出すべき者（前２項の規定の適用を受ける者を除く。）は、その者が提出すべき報告書の給与支払報告書記載事項又は公的年金等支払報告書記載事項（次項及び第９項において「記載事項」という。）を記録した光ディスク等の提出をもつて当該報告書の提出に代えることができる。

(5) 第３１条の２第２項中「道民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

(6) 第３３条の４第２項中「第１７条の２の規定の例によつて当該納税者の」を「第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該納税者は、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

(7) 第３３条の４の６第２項中「第１７条の２の規定の例によつて当該特別徴収対象年金所得者の」を「第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該特別徴収対象年金所得者は、当

該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

(8) 第３８条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（固定資産税の課税免除）」を付する。

(9) 第３９条を次のように改める。

第３９条　前条に定めるもののほか、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成１９年法律第４０号)第１８条に規定する承認地域経済牽(けん)引事業（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令(平成１９年総務省令第９４号)第１条各号のいずれにも該当するものに限る。）を行う同法第１４条第１項に規定する承認地域経済牽引事業者（令和５年４月１日以後に同法第１３条第４項又は第７項の規定による承認を受けた者に限る。）であつて、同法第２６条の総務省令で定める施設（第１号において「対象施設」という。）を設置したものについて、同日以後に取得した次に掲げる固定資産に係る固定資産税は、当該固定資産を当該承認地域経済牽引事業の用に供した日の属する年の翌年の１月１日（当該固定資産を当該承認地域経済牽引事業の用に供した日が１月１日の場合には、同日）を賦課期日とする年度から３年度分に限り、これを課さない。

(1) 令和５年４月１日から令和７年３月３１日までの間に設置した対象施設の用に供する家屋又は構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）

(2) 前号の家屋又は構築物の敷地である土地（取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつたものに限る。）

(10) 第７１条第１号エを次のように改める。

エ　三輪以上のもの（法第４６３条の１５第１項第１号ニの総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が０．０２リットルを超えるもの又は定格出力が０．２５キロワットを超えるもの　年額　３，７００円

(11)附則第５条の６第１項、第３項及び第５項中「令和５年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に改める。

(12)附則第５条の７第４項及び第７項中「又は第１２項」を「、第１２項若しくは第１４項」に改め、同条第９項中「以下の」を「以下」に改め、同条第１２項中「第９項」の次に「若しくは第１４項」を加え、同条に次の２項を加える。

１４　新築された日から２０年以上を経過したマンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第２条第１号に規定するマンションであつて、人の居住の用に供する専有部分のうち法附則第１５条の９の３第１項の政令で定める専有部分を有するものをいう。以下この項において同じ。）のうち、同法第５条の２第１項の規定による助言若しくは指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は同法第５条の８に規定する管理計画認定マンションで法附則第１５条の９の３第１項の政令で定めるものであつて、令和５年４月１日から令和７年３月３１日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で同項の総務省令で定めるものが行われたもの（当該工事が行われた棟に限る。以下この項及び次項において「特定マンション」という。）に係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、第１項若しくは第９項の規定の適用がある場合又は当該特定マンションが既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該工事が完了した日の属する年の翌年の１月１日（当該工事が完了した日が１月１日である場合には、同日）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額（この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第１５条の９の３第１項の政令で定めるところにより算定した額の合算額とする。）の２分の１に相当する額を当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

１５　前項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を

記載した申告書に法附則第１５条の９の３第２項の総務省令で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該期間の経過後に申告書が提出された場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかつた理由

(13) 附則第５条の７の２第１項中「令和５年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に改め、同条第２項第５号中「法施行規則附則第７条第１３項に規定する」を「法附則第１５条の１０第１項の総務省令で定める政府の」に改める。

(14) 附則第６条第６号アの表中「当該年度の前年度分の固定資産税について法」を「令和４年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）第１条の規定による改正前の法（イにおいて「令和５年改正前の法」という。）」に改め、同号イの表中「当該年度の前年度分の固定資産税について法」を「令和４年度分の固定資産税について令和５年改正前の法」に改める。

(15) 附則第１０条中「、第６３条又は第６４条」を「又は第６３条」に、「、第６３条若しくは第６４条」を「若しくは第６３条」に改める。

(16) 附則第１０条の２第３項中「附則第１５条第１５項」を「附則第１５条第１４項」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２６項第１号」を「附則第１５条第２５項第１号」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２６項第２号」を「附則第１５条第２５項第２号」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２６項第３号」を「附則第１５条第２５項第３号」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２９項」を「附則第１５条第２８項」に改

め、同条第８項中「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に改め、同条第９項中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改め、同条第１０項を削る。

(17)附則第１４条の３を削り、附則第１４条の４を附則第１４条の３とし、附則第１４条の５から附則第１４条の９までを１条ずつ繰り上げる。

(18)附則第１４条の１０第３項を削り、同条を附則第１４条の９とする。

(19)附則第１４条の１１第２項中「令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで」を「令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで」に、「令和３年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第３項中「附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる」を「附則第３０条第３項の規定の適用を受ける三輪以上の」に、「のうち三輪以上のもの」を「（営業用の乗用のものに限る。）」に、「令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで」を「令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで」に、「令和３年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

３，９００円	２，０００円
６，９００円	３，５００円

(20)附則第１４条の１１第４項中「附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げる」を「附則第３０条第４項の規定の適用を受ける三輪以上の」に改め、「のうち三輪以上のもの」を削り、「除く」を「除き、営業用の乗用のものに限る」に、「令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで」を「令和４年４月１日から令和７年３月３１日まで」に、「令和３年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

３，９００円	３，０００円
６，９００円	５，２００円

(21)附則第１４条の１１第５項から第８項までを削り、同条を附則第１４条の１０とする。

(22)附則第１５条第１項中「第８項」を「第４項」に改め、同条第３項中「１

００分の１０」を「１００分の３５」に改める。

(23) 附則第１６条の２第１項及び第２項中「令和５年度」を「令和８年度」に改める。

（札幌市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　札幌市税条例等の一部を改正する条例（平成２６年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

附則第７条中「に係る新条例第７１条及び附則第１４条の３の規定」を「の種別割に係る札幌市税条例第７１条及び附則第１４条の１０第１項の規定の適用」に、「規定中」を「同条例の規定中」に改め、同条の表中「新条例第７１条第２号ア」を「第７１条第２号ア」に、「新条例附則第１４条の３第１項」を「附則第１４条の１０第１項」に、

「

同条	同条例附則第７条の規定により読み替えて適用される第７１条

を

」

「

同条第２号ア	同条例附則第７条の規定により読み替えて適用される第７１条第２号ア

に

」

改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第１条中札幌市税条例第２８条の９第２項、第３１条の２第２項、第３３条の４第２項及び第３３条の４の６第２項の改正規定並びに同条例附則第１５条第３項の改正規定並びに次条第１項及び附則第４条第１項（第１条の規定による改正後の札幌市税条例（以下「新条例」という。）附則第１５条第３項に係る部分に限る。）の規定　令和６年１月１日

(2) 第１条中札幌市税条例第３０条の２の２の改正規定及び次条第２項の規

定　令和７年１月１日

(3) 第１条中札幌市税条例第２８条の３第１３号アの改正規定及び次条第４項の規定　令和８年１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　新条例第３０条の２の２第２項の規定は、令和７年１月１日以後に支払を受けるべき給与について提出する札幌市税条例第３０条の２の２第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

３　新条例第３０条の４第７項の規定は、令和５年４月１日以後に提出すべき給与支払報告書及び公的年金等支払報告書（この条例の施行の日の前日までに提出されたものを除く。）について適用し、同月１日前に提出すべき給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、なお従前の例による。

４　新条例第２８条の３第１項（第１３号アに係る部分に限る。）の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和５年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和４年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

２　令和３年４月１日から令和５年３月３１日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１条第４号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第６４条の中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条のリース取引（以下

この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）で同条の政令で定めるものに対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条　新条例第７１条第１号エ及び附則第１５条第３項の規定は、令和６年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和５年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

２　令和元年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に取得された第１条の規定による改正前の札幌市税条例附則第１４条の３又は第１４条の１０第３項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

３　新条例附則第１４条の１０の規定は、令和５年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和４年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。